

平成26年5月16日

大泉町長 村山 俊明 様

大泉町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 角 田 雅 博

行政文書の一部開示決定処分に対する異議申立てについて（答申）

平成26年4月3日付け大発第93号にて諮問のあった行政文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

### 1 審査会の結論

大泉町長が平成26年2月10日付け大発第20号で異議申立人に対して行った本件処分は、妥当である。

### 2 不服申立ての内容

#### (1) 不服申立ての趣旨

大泉町長が平成26年2月10日付け大発第20号で異議申立人に対して行った本件処分のうち、「職務遂行した職員名が開示されることを求める。」というものである。

#### (2) 不服申立ての理由

本件処分について、職員が作成し、管理職が決裁した文書の起案者・決裁者欄の部分が不開示とされている。職務上起案し、決裁した職員の氏名情報は公開されるべき情報であると考えます。

また、平成23年1月21日付けで大泉町長が異議申立人に対して行った行政文書の開示決定では、文書を受領した職員らの捺印部分が開示されていた。

よって、職務遂行した職員名が開示されることを求める。

### 3 諮問庁の説明の要旨

(1) 職員の氏名について

大泉町情報公開条例（平成10年大泉町条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1号ウの規定に基づき開示することとなる情報は「職員の職及び職務の内容」であって「職員の氏名」は含まれない。職員の氏名については、同号アにより開示・不開示の判断がなされるものであり、当該規定により開示することとなる情報は「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。したがって、「職員の氏名であって、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が開示することとなる情報となる。よって、諮問庁においては町広報紙等により職員の氏名が公にされており、当該職員の役職等を明示することにより特定の個人を識別することが可能となる係長以上の役職級職員について、開示する決定を行ったものである。

(2) 決裁印の印影について

決裁欄に押印されている印影について、大泉町事務決裁規程（昭和59年大泉町規程第1号）第17条では決裁印について「専決、代決及び審査する者の決裁印は、登録した個人印を使用するものとする。」とされている。諮問庁においては、現在、決裁印に使用する個人印について特段の規制は設けておらず、当該個人印が職員の重要な権利義務の行使のために使用されるものであるか否かの判断が困難であることから、その印影が開示されることにより、職員の権利利益を害するおそれがあるものと判断し、不開示と決定したものである。

(3) 平成23年1月21日に開示を受けた文書では職員の捺印（印影）が開示されていたことについて

行政文書の開示請求における不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断するものである。諮問庁においては、平成23年1月21日付けで異議申立人に対して印影部分を開示する決定を行った後、職員の決裁印等の印影について再度不開示情報の該当性を検討した結果、印影を開示することにより職員の権利利益を害するおそれがあるものと判断し、不開示情報として取り扱っているものである。

#### 4 審査会の判断

不開示部分の妥当性について、次のように判断する。

##### (1) 職員の氏名について

職員の氏名は、情報公開条例第5条第1号に規定する個人に関する情報であることは明らかである。しかし、同号ただし書の規定により、同号アからウまでのいずれかに該当することとなれば、当該職員の氏名は不開示情報から除かれることとなる。

そこで、職員の氏名が同号アからウまでのいずれかに該当するかについて、検討する。

情報公開条例第5条第1号ウでは、「当該個人が公務員等・・・・・・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。当該規定によって不開示情報から除かれることとなる情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であって、公務員等の氏名については規定されていない。

情報公開条例が、公務員個人を識別する情報を職に関する情報と氏名に関する情報に区別した上で、職に関する情報については第5条第1号ウにおいて、これを職務遂行の内容に関する情報とともに公務員等の範囲を限定することなく開示すべきことと定めているのは、職に関する情報は当該職員の職務遂行に係る情報と密接不可分の関係にあるものであり、仮に特定の公務員を識別させることになっても、行政の諸活動を説明する責務が全うされるようにするために、これを明らかにする意義は大きいとの考慮によるものと解される。

これに対し、公務員等の氏名に関する情報については、行政事務の遂行に係る行政組織の内部管理情報として担当公務員等を特定するために行政文書に記録されることが多いが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると公務員等の私生活に影響を及ぼす可能性が少なくなく、他方で公務員等の氏名の公開は、いわゆるアカウントビリティ（本件処分においては、行政の諸活動を説明する責務が全うされることをいう。）の確保という観点からは必ずしも必要不可欠な情報であるとはいえないものであることから、公務員等の氏名を職及び職務

の内容に関する部分と区別し、情報公開条例第5条第1号アの規定により、当該公務員等の氏名が「法令若しくは他の条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かにより、開示・不開示の判断がなされることとしたものと解される。

「慣行として公にされ」ているとは、慣習として当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることをいうものと解されるところ、諮問庁においては、現在、職員録を一般に公開しておらず、人事異動の情報が町広報紙及び一部新聞に掲載されているのみである。諮問庁においては、公務員等の氏名が慣行として公にされている情報であるか否かの判断について、管理職の職員の氏名については、町広報紙及び一部新聞に当該職員の異動情報が掲載されることにより、職及び氏名が明らかにされており、当該職員が従事する職務が特定されることとなることから、慣行として公にされている情報に該当するものと判断している。これに対して、管理職以外の職員の氏名については、町広報紙及び一部新聞に当該職員の異動情報が掲載されることにより、所属部署（所属課までの情報であり、係までの情報を含まない。）及び氏名は明らかとなるが、当該職員が所属部署において、いずれの業務に従事することとなるかまでは特定することができず、慣行として公にされている情報には該当しないものと判断している。

情報公開条例が、第5条第1号ウの規定において職に関する情報については、これを職務遂行の内容に関する情報とともに公務員等の範囲を限定することなく開示すべきことと定めている一方で、公務員等の氏名を当該規定に含めていないのは、上記のとおり、公務員等の私生活への影響を考慮した結果、当該公務員等の氏名を職及び職務遂行の内容に関する部分とは区別し、公にされている情報であるか否かにより判断するものとする趣旨である。職員の氏名が、町広報紙及び一部新聞に掲載されたことをもって、一律に開示されることとなれば、そもそも情報公開条例において公務員等の氏名を職及び職務遂行の内容に関する部分と区別する理由はないのであって、情報公開条例の制度設計論として矛盾を来すこととなる（諮問庁において、職員の氏名が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することとなるのは、町広報紙及び一部新聞に職員の異動情報が掲載されることのみであり、情報公開条

例の制定時から現在に至るまで変わっていない。) )。そうだとすれば、情報公開条例がこのような規定となっているのは、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、第5条第1号アに該当する場合には例外的に開示することとするものとする趣旨であると解される。すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について情報公開条例第5条第1号ウとともにアが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになるものと解される。

上記、情報公開条例の趣旨及び規定からすれば、諮問庁が、慣行として公にされ、又は公にされる事が予定されている情報について、町広報紙及び一部新聞に職員の異動情報が掲載されることにより、当該職員の職及び氏名が公にされている管理職の職員の氏名については該当するものと判断し、管理職以外の職員については該当しないものと判断することには、一定の理由があるものと認められる。

したがって、管理職の職員の氏名については、情報公開条例第5条第1号アに規定する開示情報として取り扱うこととし、管理職以外の職員の氏名については同号本文に規定する個人に関する不開示情報として取り扱うことが妥当である。

## (2) 決裁者等の印影について

決裁者等の印影については、職務遂行上の情報としての性格を有する一方、当該決裁者等の氏又は氏名が記録されていることから、職員の氏名に関する情報に準ずる性格を有するものである。したがって、上記(1)において記載した職員の氏名に関する情報と同様、決裁者等の印影が開示されるべきか否かについては、情報公開条例第5条第1号アに該当するかどうかによって判断されるべきである。

そこで、決裁者等の印影が情報公開条例第5条第1号アに該当するかについて、検討する。

情報公開条例第5条第1号アの規定により開示することとなる情報は、上記

(1)に記載したとおり「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、諮問庁において現在、慣行として公にされている情報は、人事異動の情報を町広報紙及び一部新聞に掲載することにより特定の個人を識別することが可能となる管理職の氏名である。

決裁者等の印影は、そこに職員の氏又は氏名が記録されているものではあるが、当該印影そのものが公にされ、又は公にされることが予定されているものとは認められない。よって、決裁者等の印影は、情報公開条例第5条第1号アに規定する情報には該当しない。

個人に関する情報が不開示情報から除かれることとなるのは、情報公開条例第5条第1号アからウまでのいずれかに該当する場合であるが、決裁者等の印影については、同号アからウまでのいずれにも該当しないものと認められる。したがって、決裁者等の印影については、情報公開条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報として取り扱うこととなる。決裁印等の印影は、氏又は氏名から特定の個人を識別することができる情報であるとともに、諮問庁においては、現在、決裁印に個人印を使用しており、当該個人印の印影が開示されることにより、職員個人の権利利益を害するおそれは否定できないものである。

よって、決裁者等の印影については、不開示情報として取り扱うことが妥当である。

(3) 平成23年1月21日開示を受けた文書においては職員の捺印部分が開示されていたことについて

一般的には、ある時点において開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に開示情報に該当する訳ではない。この点を平成23年における開示決定について検討してみると、職員の捺印（印影）を開示することにより当該職員の個人の権利利益を害するおそれがあるか否かについて、条例の解釈上妥当ではなかったものと判断される。

本件処分については、印影を開示することにより、職員の権利利益に全く影響がないとは言い切れず、また、情報公開条例の規定により、不開示情報から除かれる情報にも該当しないものと判断される。ゆえに、本件処分において職員の決裁者等の印影を不開示とした諮問庁の決定は、妥当なものといえる。

## 5 結論

以上の次第であるから、当審査会は、前記1「審査会の結論」とおり答申するものである。

## 6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

年月日	内 容
平成26年4月3日	諮問
平成26年4月3日 (第1回審査会)	諮問庁からの理由書を受領 審議
平成26年5月14日 (第2回審査会)	審議
平成26年5月16日	答申

大泉町情報公開・個人情報保護審査会

角 田 雅 博 (会長)

都 丸 隆

長谷川 純子